

を補けて会務を整理するもの
とす

八、会計は支那協会に於て選出し
支那会計を掌るものとする

第八條

支那協会支那聯合に在り役員と
す

一、委員長一名 二、委員若干名
三、会計一名

一、委員長は委員会に於て選出し
之が職令の事務を執行し本協
執行委員会に補佐す

二、委員は右支那より選出し支那
聯合の事務を整理す

三、会計は委員会に於て選出し
支那聯合の会計を掌るものとする

第九條

本組合役員任期は各一年
とす但し重任を妨げず

第十條

本組合にして役員を選出せしめたる
時は之を拒む事を得ず

但し止むを得ざる時は理事會及び
會の決議により之を承認する事ある
べし

第十一條

本組合支那役員は規定の手續に依
り選出せられ理事會の承認を得る事
を要す

第七章 會計

本組合会計は一月金五十元とす但
し個人會員は金三十元とす

第十二條

本組合加入金は金五十元とす
組合本部支那聯合の經費は收入
の五分の四を以て充當し残余は之を
別途積立をなすものとする

本組合本部は組合同體本部に支那自
治と支那小業務あるものとする

第十三條

本組合の事業者は總し組合を
初より支出す但協會にあり
役員より臨時徵集することを得

第十四條

本組合会計は毎年大會に於て
決算を公表し大會の承認を経
ることとする

第八章 資產

第十五條

本組合の資產は右の二項目に
りたる

一、組合本部並に支那聯合所有たる
屬する財産及び其事業の財産
より生ずる収入は組合本部に
屬す

二、支那所有に屬する財産及び事
業及財産より生ずる収入は支
那本部に屬す

第九章 附則

本組合支那並に支那聯合は組合規約
に基き支那規約を規定すべし但し現
事案の環境あるを要す

本組合規約は昭和七年五月より之
を實施す